

就学援助制度のお知らせ

制度について

経済的な理由でお困りの保護者の方に学用品費や給食費等の援助を行っています。
詳細はホームページにてご確認ください。

<松戸市教育委員会ホームページ>

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/soudan_tetsuzuki/shugakuenjyo/shugakuenjyo.html

<就学援助制度について>



認定基準の目安

世帯	家族構成の一例 ()内は年齢	合計所得(持家)	合計所得(借家)
2人	母(40)・小学生(7)	約199万円以下	約292万円以下
3人	父(40)・母(35)・小学生(7)	約268万円以下	約360万円以下
4人	父(40)・母(35)・小学生(11)・幼児(4)	約301万円以下	約394万円以下

※上記基準額は参考です。基準額は世帯状況によって変わりますが、事前にお問い合わせいただいても基準額の計算はできません。

申請について

申請書を、教育委員会へ郵送か窓口にてご提出ください。

※審査には2～3か月ほどかかります。

申請書提出先

〒271-8588 松戸市根本356番地 京葉ガスビル4階

松戸市教育委員会 学校教育部 学校財務課

TEL:047-366-7460

申請書提出期限

令和7年4月30日(水曜)



※提出期限までに用意できない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日提出して下さい。

提出が遅れると「認定」であっても支給対象外や減額となる費目もありますので十分ご注意ください。

問い合わせ先

就学援助制度、審査について…教育委員会 学校財務課(Tel366-7460)

給食費について…教育委員会 学校財務課 学校給食担当室(Tel366-7463)

医療費について…教育委員会 学務課 学校保健担当室(Tel366-7459)

支給費目と支給時期

費目	学年	小 学 校			中 学 校		支給予定	備考
		1 年	2～5 年	6 年	1 年	2、3 年		
新入学用品費 (小学1年、中学1年)		57,060 円	-	-	63,000 円	-	7 月 下旬	・4 月 1 日認定者のみ支給対象 ・前年度に入学準備金の支給を受けた方は対象外
中学校入学準備金 (小学 6 年)		-	-	63,000 円	-	-	2 月 下旬	・令和 8 年 2 月 1 日時点で松戸市 在住かつ認定中の方のみ対象
学用品費等		13,230 円	15,500 円		25,040 円	27,310 円	7 月 下旬	・年額 ・当初以降の認定者は月割支給
林間学園費 修学旅行費		実費 (修学旅行: 小学 6 年、中学 3 年) (林間学園: 小学 5 年、中学 2 年)					随時	・実施日前(参加する前)の認定者のみ対象
給食費		免 除						・詳細は学校財務課 学校給食担当室へお問い合わせください。
医療費		学校保健安全法第 24 条で定められた疾病に対する医療費(自己負担分)の援助 ※注1(下記参照)						・詳細は学務課 学校保健担当室へお問い合わせください。

※注 1 下記疾病を治療した際の医療費(自己負担分)を払い戻し致します。

(トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、中耳炎、アデノイド慢性副鼻腔炎、う歯(虫歯)、寄生虫病)

申請から認定までの流れ

申請書を提出してから結果通知書を受け取るまで、**2～3カ月程度**かかります。

4月下旬 申請書の提出(保護者→教育委員会)



7月下旬 審査結果通知書の送付(教育委員会→保護者)



認定……就学援助費を支給します。



否認定……就学援助を受けられません。



審査不可……所得額が不明のため審査が保留の状態です。



市区町村が交付する所得に関する証明書を提出してください。



(令和7年1月1日時点の住民登録地で交付しています)

7月下旬 学用品費・新入学用品費の支給(教育委員会→認定者)

外国語版資料について

英語と中国語とベトナム語の資料をご用意しています。配布希望者は学校へお申し出ください。

ただし、申請(申請書への記入)は日本語ですする必要があります。

Information in English and Chinese

Detailed information on School Expense Allowance is available in English and Chinese by request to the school.

However, please note that application form needs to be filled in Japanese.

有关外语版资料

备有英文及中文相关资料・希望者请向学校提出请求。

但是, 申请(填写申请书)需要用日语填写。

Tài liệu có sẵn bằng tiếng Anh, tiếng Trung và tiếng Việt.

Vui lòng liên hệ với trường nếu bạn muốn nhận nó.

Tuy nhiên, đơn đăng ký (điền vào mẫu đơn) phải được thực hiện bằng tiếng Nhật.



就学援助費申請書記入例

受付印

※担当課使用欄	認定区分	①基準未達	②児童扶養手当	③生活保護停廃止	④生活福祉資金貸付	⑤その他()	⑥基準超過	⑦所得不明
	【備考】	不可①	／	不可②	／			

年度 就学援助費申請書

※ 年中（1月～12月）の所得が未申告の方はすみやかに申告の手続きをしてください。（未申告の方は審査できません）
※黒ボールペン等で太線内をもれなく記入してください。（鉛筆及び消えるボールペンでの記入は不可）
※裏面の添付書類を確認し、該当する証明書（コピー可）を添付してください。

(あて先) 松戸市教育委員会	
次により就学援助費の支給を受けたいので申請します。なお、教育委員会が就学援助審査事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護受給状況から申請世帯に係る必要な情報を取得すること・在籍学校へ申請情報及び転出した場合は転出先へ受給状況を共有することに同意いたします。	
フリガナ	キョウイク ヤヨイ
申請者 (保護者)	教育 弥生
居住状況	☒ 持家(親戚宅等に同居しているものや、住宅ローンを支払っているものを含みます。) ☐ 借家(賃貸借契約しているものに限ります。また、後日契約書の写しを求めることもあります。)
住所	松戸市根... 電話番号 047-123-4567
※学校長口座への振込を希望する場合は振込先を記入せず「委任状」を一緒に提出してください。	
振込先	松教 銀行 松戸 支店 普通 口座 1 2 3 4 5 6 7

お子様が在籍している学校ごとに1枚の申請となります。
(年 月 日現在の住民票の世帯員全員を記入してください。)

在籍学校	松戸市立	○×小	学校
対象児童生徒（上記学校に在籍している児童生徒）			
No.	フリガナ氏名	続柄	生年月日(和暦)
1	教育 皐月	長女	大 昭 平 令 2 6 . 5 . 6
2	教育 勉	次男	大 昭 平 令 2 8 . 6 . 7
3			大 昭 平 令 . . .
4			大 昭 平 令 . . .
5			大 昭 平 令 . . .
家庭の状況（対象児童生徒以外）			
1	教育 学	世帯主	大 昭 平 令 5 3 . 2 . 3
2	教育 弥生	妻	大 昭 平 令 5 6 . 3 . 4
3	教育 進	長男	大 昭 平 令 2 5 . 4 . 5
4			
5			

申請書の書き方留意点

- ① 1つの学校につき申請書1枚が必要です。
- ② 申請者欄に名前をご記入(自署)してください。(鉛筆及び消えるボールペンでの記入は不可)
委任状を提出する場合は、委任状に記された保護者が申請者になります。

- ③ 居住状況はどちらかに☑をつけてください。

「持家」…下記「借家」以外全て

住宅ローンを支払っている場合や、契約書の取り交わしもなく親戚宅等に同居しているものも含む

「借家」…賃貸借契約をし、家賃を支払っているもの

必要に応じて、契約書の写しの提出を求めることもあります。

- ④ 就学援助費(給食費・医療費を除く)の振込を希望する口座を記入してください。

<申請者(保護者)口座に振込を希望する場合>

・口座を正しく記入し、通帳の金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が記載されているページ(表紙を1枚開いたページ等)のコピーを添付してください。(児童・生徒名義の口座、申請者以外の保護者の口座には振り込めません)

・名義がカタカナでなく英字の場合は、英字で記入してください

<学校長口座に振込を希望する場合>

・この欄には何も記入せず、委任状を提出してください。

- ⑤ 住民票に記載されている世帯員全員を記入してください。

世帯人員が10人以上の場合は別紙に記入し添付してください。

- ⑥ 添付書類(申請書裏面参照)は、紛失しないように十分に注意して申請書に添付して提出してください。※通帳のコピーは全員添付が必要です※

※申請書の提出が遅れると、「認定」でも支給対象外や減額となる費目もありますのでご注意ください。

<申請に必要な添付書類について>

- ① 令和7年1月1日の住民登録地が松戸市の方



添付書類は原則不要です

ただし、令和6年分の所得を申告していない方は審査ができませんので税務署または松戸市市民税課で申告をしてください(被扶養者を除く)。昨年一年間所得がなかった方も、所得がない旨の住民税の申告手続きをしてください。

※申告期間外や修正申告があった場合、離婚等で所得が確認できない場合等、松戸市に住民登録がある方でも証明書の提出を求めることがありますので予めご了承ください。

※個別の事案については、市民税課(Tel366-7322)にお問い合わせください。

- ② 令和7年1月1日の住民登録地が松戸市外の方



所得に関する証明書が必要です

令和7年1月1日に住民登録していた市区町村から「所得証明書又は課税証明書」を取り寄せ、期限までに提出してください。

※証明書の名称は市区町村により異なります。令和6年中(1月～12月)の所得額が記載されている証明書の交付を受けてください(コピー可)。源泉徴収票ではお受けできません。

【問い合わせ先】 就学援助制度、審査について……教育委員会 学校財務課(Tel366-7460)
給食費について……教育委員会 学校財務課 学校給食担当室(Tel366-7463)
医療費について……教育委員会 学務課 学校保健担当室(Tel366-7459)